

議事要旨(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて村田専門研究員より、説明資料[審議事項(4)]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」を検討の対象に加えることは賛成である。
 - ・ 既に ASBJ が作成している税効果会計に関する会計基準等の見直しの要否は、JICPA が作成している税効果会計に関する実務指針についての専門委員会における見直しの内容次第と考える。例えば、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」を見直した場合、その内容によっては、同報告を参照している会計基準等を必然的に修正することになる場合がありうる。他方、影響のある箇所をすべて見直すと、検討の対象が広範囲になり過ぎることも考慮する必要がある。
 - ・ 税効果に関する実務指針について課題が指摘された論点に関しては、現状の取扱いの見直しを行うという結論に直ちに結びつけることはせず、現状の取扱いを維持すべきといった他の意見も踏まえ、実務における影響を十分に考慮して議論を行うことが重要である。

- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ JICPA が作成している実務指針について取扱いの見直しを行った場合、それに伴って、既に ASBJ が作成している会計基準等について修正が必要となる場合は、それらも検討の対象に含まれるものと考えられる。JICPA が作成している実務指針以外の論点が指摘された場合、基準諮問会議から提言された項目を検討の対象とすることが原則であるが、専門委員が一致して取扱いの見直しを支持するようなものについては、検討の対象に含めるかどうかを審議することとなると考えられる。

最後に、西川委員長より、本件については引き続き議論していきたい旨のコメントがあった。

以 上